

産業建設常任委員長報告

平成27年9月29日

今期定例会において、産業建設常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る9月10日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第57号「三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」及び議案第66号「指定管理者の指定について」は、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

付託された2議案は、三次市斎場、三次市君田斎場やすらぎ苑、三次市甲奴斎場紅梅苑の指定管理者が斎場管理部門を分社化することに伴い、新たに指定管理者を指定する必要性が生じたため、提案されたものであり、引き続き、人生の終焉の場にふさわしい斎場として、市民の皆さんに利用いただけるよう、行政窓口と指定管理者の連携を強化し、円滑な運営に努められたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。